



# 資料編



# 1. 中井町環境基本条例

(平成18年12月22日 条例第29号)

私たちのまち中井は、起伏に富んだ大磯丘陵の西に位置し、丘陵地に広がる畑地と谷戸地の水田は、今も里山風景を色濃く残し、豊富な地下水を飲料水として利用するなど、豊かな自然に恵まれており、人、商業、工業、農業など様々な産業と文化の調和のとれたまちとして発展してきた。

しかしながら、こうした発展に伴う社会経済活動の拡大や生活様式の変化により、廃棄物の増大や、ごみの不法投棄、自動車排出ガスによる大気汚染、生活排水による水質汚濁など、私たちの生活に密接に関係する問題が生じてきている。

さらに、これらの問題は、地球温暖化、オゾン層の破壊、海洋汚染など、地球的規模へと拡大し、私たちの生命の源である地球環境までも脅かすまでに至っている。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを自覚し、これまでの社会経済活動や生活様式を見直すとともに、環境の保全及び創造を図るため、積極的に行動していかなければならない。

このような認識のもとに、町、町民（滞在者を含む。）及び事業者が一体となって環境の保全及び創造に努めることにより、現に有する美しい環境を損なうことなく、人と自然が共に生きる、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能なまち中井を実現するため、ここに、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全及び創造について、基本理念を定め、並びに町、町民（滞在者を含む。以下同じ。）及び事業者の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的事項を定めることにより、当該施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の町民の健康で安全かつ快適で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに町民の健康で安全かつ快適で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

### (基本理念)

第3条 環境の保全及び創造は、町民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに、これを将来の世代へ継承していくことを旨として行わなければならない。

- 2 環境の保全及び創造は、自然と人とが共生する、豊かな環境を維持し、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的に発展することのできる社会が構築されることを旨として、行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、町、町民及び事業者がそれぞれの責務を自覚し、その責務を果たすため、自主的かつ積極的に行われなければならない。
- 4 地球環境の保全は、人類共通の重要な課題であることを認識し、町、町民及び事業者が、すべての日常生活及び事業活動において、積極的に行われなければならない。

#### (町の責務)

第4条 町は、前条に定める環境の保全及び創造についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、環境の保全及び創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施しなければならない。

- 2 町は、町の施策を実施するに当たっては、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に努めなければならない。
- 3 町は、広域的な取組を必要とする環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、国及び他の地方公共団体との連携及び協力に努めなければならない。

#### (町民の責務)

第5条 町民は、基本理念にのっとり、その日常生活に伴う環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 町民は、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

#### (事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境への負荷の低減その他の環境の保全及び創造に資するための、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 2 事業者は、町が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力するよう努めなければならない。

## 第2章 環境の保全及び創造に関する基本的施策

### (環境基本計画)

第7条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境の保全及び創造に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めなければならない。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
  - (1) 環境の保全及び創造に関する目標及び施策の方向
  - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 町長は、環境基本計画を定めるに当たっては、町民、事業者又はこれらの者の組織する団体（以下「町民等」という。）の意見を聴いた上で、中井町環境審議会に諮問しなければならない。

4 町長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(施策の方針)

第8条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を実施するに当たっては、次に掲げる事項が確保されるように努めなければならない。

(1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるように、大気、水、土壌等を良好な状態で保持すること。

(2) 健全な自然生態系が保持されるように、森林、農地、水辺地等を適正に保全すること。

(3) 人と自然との豊かな触れ合いが保持されるように、美しい景観及び歴史的な文化遺産等を保護すること。

(4) 地球環境の保全に配慮すること。

(実施状況等の公表)

第9条 町長は、環境の保全及び創造に関する施策の実施状況等について毎年度報告書を作成し、これを公表しなければならない。

### 第3章 環境の保全及び創造を推進するための施策

(町民等の意見の反映)

第10条 町は、環境の保全及び創造に関する施策について、町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進等)

第11条 町は、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の充実を図り、町民等の環境に対する理解と認識が深められる機会を提供するよう努めるとともに、環境の保全及び創造に関する広報の充実に努めるものとする。

(町民等の活動への支援)

第12条 町は、町民等が取り組む環境の保全及び創造に関する活動の支援に努めるものとする。

(情報の提供)

第13条 町は、町民等に対して環境の状況その他の環境の保全及び創造に関する必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

(規制等の措置)

第14条 町は、環境の保全上の支障を防止するために必要な規制又は誘導の措置を講ずるものとする。

(調査研究の実施等)

第15条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を適正に実施し、環境の状況を把握するため必要な調査及び研究に努めるものとする。

(財政上の措置)

第16条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## (推進体制の整備)

第17条 町は、環境の保全及び創造に関する施策を総合的に調整し、推進するために必要な体制を整備するものとする。

## 第4章 環境審議会

## (環境審議会)

第18条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、環境の保全及び創造に関する基本的事項等を調査審議するため、中井町環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 環境基本計画の策定及び変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全及び創造に関する基本的事項及び重要事項

3 審議会は、環境の保全及び創造に関する事項について必要があると認めるときは、町長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員12人で組織する。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

## (施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

(中井町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 中井町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年中井町条例第9号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

## 2. 諮問及び答申

### 2.1 諮問

30中環第75号  
平成30年7月19日

中井町環境審議会  
会長 田丸重彦 殿

中井町長 杉山祐一

中井町環境基本計画の策定について(諮問)

中井町環境基本条例第7条第3項の規定により、中井町環境基本計画の策定について諮問します。

## 2.2 答申

平成31年3月29日

中井町長 杉山祐一 殿

中井町環境審議会会長 田丸重彦

### 中井町環境基本計画の策定について(答申)

平成30年7月19日付中環第75号をもって諮問のありました中井町環境基本計画の策定につきまして当審議会において審議した結果、計画案を妥当なものと認めます。

町におかれましては、計画の基本目標を踏まえ、町民、事業者の協力を得ながら施策を進捗されるよう要望します。

また、PDCAサイクルによる確実な進行管理を行うとともに、新たな環境課題や社会情勢の変化に対応し、必要に応じて見直しを行うよう要望します。

### 3. 環境基本計画策定の経緯

| 年月日         | 区分             | 内容等  |
|-------------|----------------|--|
| 平成30年 5月18日 | 中井町環境基本計画推進委員会 | ○中井町環境基本計画を改定することについて協議  |
| 平成30年 7月19日 | 第1回中井町環境審議会    | ○諮問：中井町環境基本計画の策定について<br>○これまでの実施施策の整理と評価、施策体系の枠組み、新たな事業、アンケート調査の実施について審議 |
| 平成30年 9月13日 | 第2回中井町環境審議会    | ○中井町環境基本計画を見直すことの意義、アンケート調査の内容について審議                                     |
| 平成30年9月27日  | アンケート調査        | ○アンケート調査の実施  |
| 平成30年11月15日 | 第3回中井町環境審議会    | ○アンケート調査結果、新たな中井町環境基本計画の枠組みについて審議  |
| 平成30年12月20日 | 第4回中井町環境審議会    | ○中井町環境基本計画素案について、環境基本計画に係るパブリックコメントの実施について審議                             |
| 平成31年3月29日  | 書面協議           | ○答申：中井町環境基本計画の策定について   |

### 4. 中井町環境審議会名簿

(任期：平成29年4月1日～平成31年3月31日)

(五十音順、敬称略)

| 氏名     | 委嘱区分                   |
|--------|------------------------|
| 上原道由   | 教育委員会                  |
| 尾上文男   | 公募による町民                |
| 加藤幸一郎  | 副町長                    |
| 金子貴司   | 事業者（商工振興会）             |
| ○小清水招男 | 町議会議員                  |
| 高野幹夫   | 事業者（中井の環境を良くする会）       |
| 竹内裕    | 有識者（日本野鳥の会会員、生物多様性調査員） |
| ◎田丸重彦  | 有識者（元東海大学大学院政治学研究科講師）  |
| 人見孝    | 有識者（県西地域県政総合センター環境部長）  |
| 平井喜義   | 農業委員会                  |
| 米山伸    | 有識者（園長校長会(中井中学校長))     |
| 和田信雄   | 公募による町民                |

注) ◎印は会長、○印は副会長を示します。

注) 環境基本計画の改定は平成30(2018)年度のため、平成30(2018)年度の名簿を掲載しています。

## 5. 中井町環境審議会規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、中井町環境基本条例(平成18年中井町条例第29号)第18条第5項の規定に基づき、中井町環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### (委員)

第2条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 公募による町民 2人
  - (2) 事業者 2人
  - (3) 中井町議会の議員 1人
  - (4) 中井町農業委員会の委員 1人
  - (5) 中井町教育委員会の委員 1人
  - (6) 副町長
  - (7) 環境に関し知識経験を有する者 4人
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、その議長となる。ただし、委員の任期満了後、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見等の聴取)

第5条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、環境上下水道課において処理する。

### (委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他審議会に関し必要な事項は、会長が



審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行後、最初に招集される会議は、第4条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第  
1  
章

第  
2  
章

第  
3  
章

第  
4  
章

第  
5  
章

第  
6  
章

資  
料  
編

## 6. 環境に関するアンケート調査の概要

### 6.1 アンケート調査実施状況

| 区分                         | 配布数   | 有効回収数 | 有効回収率 |
|----------------------------|-------|-------|-------|
| 町民（18歳以上の町民から1,000名を無作為抽出） | 1,000 | 418   | 41.8% |
| 中学生（全校生徒）                  | 254   | 242   | 95.3% |
| 事業者（町内事業所より100社を抽出）        | 100   | 53    | 53.0% |

### 6.2 アンケート調査結果

アンケート調査結果については、本文中で調査結果を引用している主なものについて示します。

○質問 あなたが住んでいる地域の身の回りの環境にどれくらい満足していますか？  
また、住み続けていく上でどれくらい重要だと思いますか？

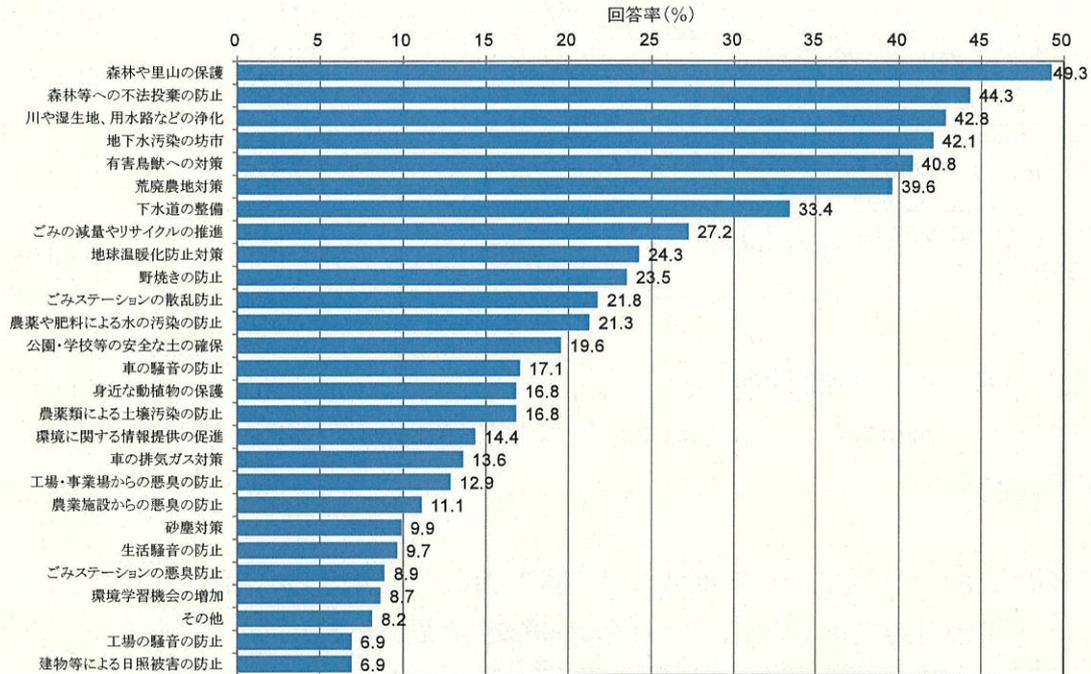
#### ■ 回答結果を得点化したもの ■

| 項目              | 町民   |      | 中学生  |      | 事業者  |      | 優先度<br>Σ（重要度<br>－満足度） |
|-----------------|------|------|------|------|------|------|-----------------------|
|                 | 満足度  | 重要度  | 満足度  | 重要度  | 満足度  | 重要度  |                       |
| 1. 空気のきれいさ      | 3.75 | 4.48 | 3.68 | 2.80 | 4.01 | 4.29 | 0.14                  |
| 2. 空気のおい        | 3.29 | 4.31 | 2.84 | 4.18 | 3.44 | 4.26 | 3.18                  |
| 3. まちの静けさ       | 3.56 | 4.15 | 2.98 | 3.85 | 3.99 | 3.87 | 1.34                  |
| 4. 川や水路のきれいさ    | 2.80 | 4.43 | 2.63 | 4.12 | 3.60 | 4.35 | 3.87                  |
| 5. 緑の豊かさ        | 4.17 | 4.26 | 4.38 | 3.84 | 4.34 | 4.11 | -0.67                 |
| 6. 自然の美しさ       | 3.80 | 4.26 | 4.01 | 3.83 | 4.20 | 4.21 | 0.29                  |
| 7. 自然とのふれあい     | 3.62 | 3.88 | 3.77 | 3.50 | 3.77 | 3.82 | 0.04                  |
| 8. 生き物とのふれあい    | 3.33 | 3.62 | 3.55 | 3.32 | 3.21 | 3.61 | 0.46                  |
| 9. まちの清潔さ       | 2.99 | 4.36 | 2.79 | 4.31 | 3.23 | 4.16 | 3.82                  |
| 10. まちなみの美しさ    | 2.86 | 3.96 | 3.19 | 3.76 | 3.08 | 3.94 | 2.52                  |
| 11. 農地の管理状況     | 2.27 | 3.88 | 3.12 | 3.37 | 2.57 | 3.75 | 3.04                  |
| 12. 地球温暖化対策     | 2.50 | 4.09 | 2.48 | 3.84 | 2.78 | 4.14 | 4.31                  |
| 13. ごみの減量やリサイクル | 2.77 | 4.15 | 2.84 | 3.88 | 2.97 | 4.25 | 3.71                  |
| 14. 環境学習の場や機会   | 2.52 | 3.47 | 2.96 | 3.35 | 2.69 | 3.61 | 2.24                  |
| 15. 環境に関する情報の提供 | 2.46 | 3.72 | 2.80 | 3.48 | 2.76 | 3.77 | 2.95                  |

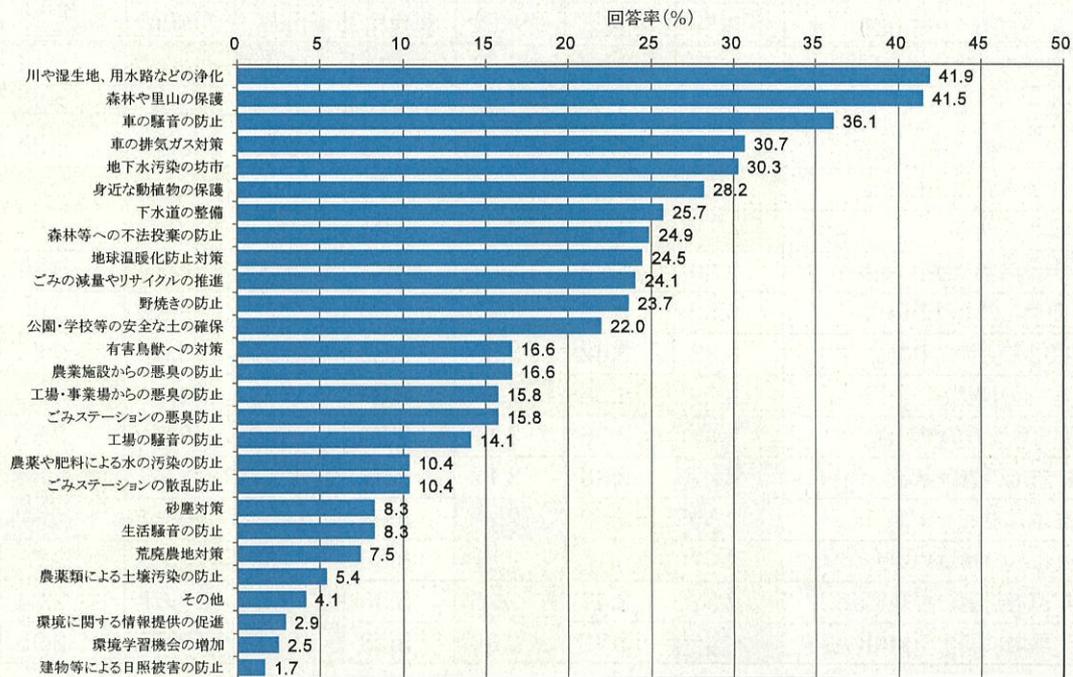
重要度及び満足の凡例：赤 2.5 以下、オレンジ 3.0 以下、黄色 4.0 以上  
優先度（Σ（重要度－満足度））の凡例：赤 4.0 以上、オレンジ 3.0 以上

○質問 中井町の環境を良くしていく上で、重視すべきと思う番号を5つ選んで○を付けてください。

■ 町民の回答 ■



■ 中学生の回答 ■



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

## 7. 用語解説

【あ行】

### アイドリングストップ

自動車の駐・停車時における不必要なアイドリングをやめること。大気汚染防止や騒音・悪臭防止はもちろん、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出を大幅に抑制することができる。

### アジェンダ

元々は、予定表を意味する英語が語源となっている。政治の分野では、取り組むべき検討課題や行動計画を指す。

### イノベーション

語源は英語で「変革する」、「刷新する」という意味の動詞innovateの名詞形innovation。経済活動において既存のモデルから飛躍し、新規モデルへと移行することを意味する。日本語ではよく「技術革新」の同義語として使われるが、本来は新しい技術を開発するだけでなく、従来のモノ、しくみ、組織などを改革して社会的に意義のある新たな価値を創造し、社会に大きな変化をもたらす活動全般を指すきわめて広義な概念。

### 雨水浸透マス

屋根などに降った雨を効率よく大地に直接浸透させることによって、地下水のかん養と浸水被害の防止を目的とする施設。

### エコツーリズム

自然・歴史・文化など地域固有の資源を生かした観光を成立させ、観光によって資源が損なわれないよう、適切な管理に基づく保護・保全を図り、資源の確保+環境業の成立+地域振興の融合をめざす観光の考え方。

### エコドライブ

環境に配慮した自動車の使用のこと。具体的には、やさしい発進や無駄なアイドリングを止めるなどして燃料の節約に努め、二酸化炭素の排出量を減らす運転のこと。

### エコマーク

生産から廃棄にわたるライフサイクル全体を通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられる環境ラベルのこと。消費者が環境を意識した商品を購入することや、製造・販売を行う企業で環境改善努力を進めていくことにより、持続可能な社会の形成を図ることを目的としている。

### オゾン層

地上から10～50kmの成層圏にはオゾンが豊富に存在する領域があり、オゾン層と呼ばれている。オゾン層は、太陽からの有害な紫外線を吸収することで地球上の生物を守る働きをしており、生物の生存には不可欠であるが、近年、大気中に放出されたフロンガスやハロゲンガスなどによるオゾン層の破壊が問題となっている。オゾン層の破壊が進むと、有害な紫外線が地表に到達する量が増大し、皮膚がんや白内障など人体への影響や生物の生育障害などを引き起こすことが懸念されている。

### 温室効果ガス

大気中の二酸化炭素や水蒸気は、太陽からの日射はほとんど通過させるが、地表面から赤外線放射を吸収し、熱の一部を再び地表面へと放射して地球を温めている。このような温室におけるガラスのような働きを温室効果と呼び、このような性質をもったガスを温室効果ガスという。メタンや亜酸化窒素、フロンガスなども強い温室効果を持つことが知られている。

## 【か行】

### 環境家計簿

日常生活で、地球温暖化の原因となる二酸化炭素をどれくらい排出しているのかを確認するためのもので、家計簿のように項目毎に数量を記入し、算出できるもの。家庭での電気・ガス・ガソリンなどの使用量に「二酸化炭素排出係数」を乗じて二酸化炭素の排出を算出する。

### 環境基準

環境基本法第16条において「大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれ、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」と定義されている。環境基準は行政上の目標基準であり、直接、事業所等を規制するための規制基準とは異なる。

### 環境基本計画

国や地方自治体の環境保全に関する基本的な計画。国の環境基本計画は、環境基本法第15条に基づき、政府全体の環境の保全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱及び環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める計画として策定される。

### 環境基本法

大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済活動や生活様式を見直し、「環境にやさしい社会」を築いていくため、国の環境施策の新たな枠組みを示す基本的な法律。平成5(1993)年11月19日公布、施行。

### 環境教育

人間活動による自然破壊や環境への負荷が問題となっている現代において、環境の重要性を認識するとともに、環境を保全するための行動が必要であるという意識を広げていくことを目

的として、学校、家庭、企業等を通じて行う教育のことをいう。

### 環境指標

環境の状態を表す様々な環境影響因子を定量的に示す物差しの中で、利用にあたっての環境への影響を示すもの、環境への負荷を示すもの、環境の状態を表わすもの等がある。

### 環境配慮指針

町民・事業者・町の各主体が、日常生活や事業活動を行う際、環境への負荷を軽減できるよう配慮すべき事項、行動等を定めたガイドラインのこと。

### 環境負荷

人の活動により、環境に加えられる影響であって、環境保全を阻害する原因となる恐れのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガスや生活排水、ごみ、自動車の排ガスなどはもとより、自然が損なわれることの原因となるもの、二酸化炭素のように蓄積した結果として支障を生ずる可能性のあるものも含む。

### 環境マネジメント

企業や組織などにおいて、環境保全に向けた目標・方針に基づき、その取り組みを計画的に実行・管理すること。

### 環境ラベリング事業

環境保全や環境負荷の低減に役立つ商品や取組みに環境ラベルを添付する事業のこと。

### 景観

人工的な(人間の手が加わった)風景を指すことが多い。具体的には都市の風景(街並み)や村落の風景などである。平成16(2004)年に景観法が制定されたが、法律上の定義はない。

## 下水道

生活環境の改善や公共用水域の水質保全を図るため、一般家庭や事業所等から排出される汚水を排除するための管渠、ポンプ場及び汚水処理場から構成される施設を指す。市街地及び周辺地域を対象に、市町村単位で整備する「公共下水道」、2つ以上の市町村にまたがり広域的に整備する「流域下水道」及び市街地以外を対象に目的に応じ整備する「特定環境保全公共下水道」などがある。

## 公害

環境基本法第2条第3項の規定により、「事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。」と定義されている。また、これらの大気汚染から悪臭までの7種類のものを典型7公害という。

## 荒廃農地

著しく雑草が繁茂し、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれ、これを放置しておくことにより害虫、火災及び犯罪の発生又は近隣の生活環境若しくは農耕条件を損なう原因となるような状態の農地をいう。

## コンポスト

堆肥ともいう。草・わら・家畜糞尿などの有機資材を圃場外で好気性発酵させたものや、台所から出る野菜くずや茶がらなどの生ごみ、あるいは下水汚泥を原料とするものなど、様々なものがある。

## コージェネレーションシステム

Co (共同の) Generation (発生) の名前の由来の通り、ひとつのエネルギーから複数のエネルギー (電気・熱など) を取り出すシステムのこ

と。一般的には、都市ガスなどの一次エネルギーを電気や動力と、温水や蒸気などの複数の二次エネルギーに変換させ、効率よくエネルギーを利用するシステムのことをコージェネレーションシステムと呼ぶ。

## 【さ行】

### 里山

奥山自然地域と都市地域の間位置し、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域であり、集落を取り巻く二次林と、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される地域概念。

### 産業廃棄物

事業活動によって生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず等の20種類の廃棄物のことで、自治体は処理責任を負わない。なお、紙くず、木くず等については、特定の事業に係るものに限定されている。

### 資源ごみ

空き缶、空きびん、新聞紙、段ボールなど、再利用のできるごみのこと。

### 循環型社会

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会基本法では、第一に製品等が廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後までどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

### 省エネルギー

石油・電力・ガスなどのエネルギーを効率的に

使用し、その消費量を節約すること。

### 浄化槽

し尿等を微生物の作用による酸化分解等の方法によって処理し、公共用水域等に放流するための設備又は施設をいう。し尿のみを処理する設備又は施設を単独処理浄化槽、し尿及び生活雑排水（風呂や台所の排水、洗濯排水等）を併せて処理する設備又は施設を合併処理浄化槽という。合併処理浄化槽は、し尿だけしか処理できない単独浄化槽に比べ、水質汚濁物質の削減量が極めて多く、比較的安価で容易に設置できることから、公共下水道などの未整備区域などでの生活排水処理の有力な方法となっている。

### 生活排水

炊事、洗濯、入浴などの人間の生活に伴って、川、湖、沼、港湾、その他の公共用水域及びこれに接続する公共用水路、下水道などに排出される水のこと。

### 生態系

自然界に存在する全ての種は、各々が独立して存在しているのではなく、食うもの食われるものとして食物連鎖に組み込まれ、相互に影響しあって自然界のバランスを維持している。これらの種に加えて、それを支配している気象、土壌、地形などの環境も含めて生態系と呼ぶ。

### ゼロエミッション

産業の製造工程から出る廃棄物を別の産業の原料として利用し、廃棄物の排出（エミッション）をゼロにする循環型産業システムのこと。

### 総合計画

自治体の将来像や施策の体系などが示される自治体行政の最も基本となる計画。中井町では、平28（2016）年に第六次計画が平成37年

度を目標年次に策定された。

### ソーラーシステム

太陽熱利用システムの1つで、液体式と空気式がある。集熱器で集めた太陽熱で、高温に達した不凍液等の熱媒を循環させ、蓄熱槽内の水を温めてお湯にする。熱を集める集熱器とお湯をためておく蓄熱槽が分かれているため屋根への負担も少なく、太陽光発電パネルとの併設も可能。雨天等で集熱量が不十分な場合は補助熱源により加温する。家庭用の給湯では、集熱面積4～6㎡、貯湯量100～300ℓが平均的である。エコジョーズやエコキュート等の補助熱源と一体型の機種もある。

### ソーラーシェアリング

農地に太陽光発電設備を設置し、発電事業と営農を両立して行うこと。地面に支柱を組み、その上に間隔をあけて太陽電池パネルを並べることで、太陽光が農作物にあたるようにしたもの。

### 【た行】

#### 地域防災計画

災害対策基本法に基づき策定される自治体の災害防止計画。計画は災害予防対策、災害応急対策、災害後の復旧対策から構成されている。

#### 地域冷暖房システム

駅やビル、商業施設、マンションなど地域内の建物に対し、まとめて冷暖房や給湯を行うことで、効率的にエネルギーを利用するシステム。

#### 地球温暖化

化石エネルギー（石炭、石油、天然ガス等）の燃焼などによって大気中に排出されるCO<sub>2</sub>等のガスが増加することにより、温室効果が発生し、地球の温度が上昇すること。

### 低公害車

大気汚染物質の排出や騒音の発生が少ない、従来の自動車よりも環境への負荷が少ない自動車の総称。電気、太陽光、エタノール等を動力源とする車が開発されている。

### 都市マスタープラン

都市計画法第18条の2「市町村の都市計画に関する基本的な方針」の規定に基づき、今後の都市づくりの方向性を示す総合的な計画で、「今後のまちづくりの新たな道しるべ」ともいうべきもの。

### 【な行】

#### 二酸化炭素

炭素を含む物質の燃焼や生物の呼吸によっても発生する気体。石油、石炭などの化石燃料が大量に消費され、大気中の二酸化炭素濃度が上昇していることが、地球温暖化の原因の1つとされている。

#### 農林業センサス

農林業施策の基礎資料となる統計を作成し、提供するため、農林水産省が農林業を営む全ての世帯、法人を対象に、5年ごとに行う統計調査のこと。

### 【は行】

#### ハロン

主に消火剤として使用されている。オゾン層破壊物質であり、温室効果ガスでもある。

#### PM2.5

粒子状物質のうち、粒径が2.5マイクロメートル（マイクロは100万分の1）以下のもの。微小粒子状物質という呼び方もあり、ディーゼル車などから直接排出される「1次粒子」と、大気中で光化学反応などによって窒素酸化物などのガス成分から作られる「2次粒子」に分類され

る。粒子が小さいため肺の奥深くまで入り込みやすく、ぜんそくや肺がんなどのほか、不整脈や心臓発作、花粉症など循環器への影響も指摘されている。

#### BOD

BODはBiochemical Oxygen Demand（生物化学的酸素要求量）の略。河川水などの有機物による汚濁の程度を示すもの。水中に含まれている有機物質が一定時間、一定温度のもとで微生物によって酸化分解されるときに消費される酸素の量をいう。数値が高いほど有機物の量が多く、汚れが大きいことを示している。

#### ピークアウト

頂点に達し、そこから減少に転じること。

#### PDCAサイクル

マネジメント手法の1つであり、Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）を繰り返すことによって、生産管理や品質管理などの管理業務を継続的に改善していく手法のこと。

#### 不法投棄

廃棄物を法律が定める方法に従って適切に取り扱わず、山林などに投棄すること。

#### フロン

炭化水素にフッ素と塩素が結合したフルオロカーボン類について日本で命名した総称名であり、CFC、HCFC、HFC、PFCなどの化合物を包含する。極めて安定な物質で、電子部品の洗浄剤、冷蔵庫などの冷媒、発泡剤等に広く用いられている。大気中に放出されるとオゾン層を破壊し、地上に到達する紫外線を増加させるといわれている。特にオゾン層の破壊力が強いフロン11、12、113、114及び115の5種類を

特定フロンといい、昭和62(1987)年に採択されたモントリオール議定書で規制措置が定められた。

#### 分散型電源

従来の電力供給が、主にスケールメリットを追求した大規模集中型電源方式によって行なわれてきたのに対し、電源を各需要地に近接して分散配置すること。

#### 【ま行】

#### 緑の基本計画

都市緑地保全法に規定される「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のこと。中井町では平成23年3月に策定している。

#### 緑のネットワーク

森、公園、緑地などを街路樹や緑道で結ぶネットワークのこと。

#### 未病産業

未病とは、健康と病気を2つの明確に分けられる概念として捉えるのではなく、心身の状態は健康と病気の間を連続的に変化するものと捉え、このすべての変化の過程を表す概念。神奈川県では、従来の予防・診断に加え、心身全体の状態を最適化する「未病の改善」に繋がる商品やサービス等、健やかに生きる「価値」を創造する産業を「未病産業」としての確立を目指している。

#### 【や行】

#### ユニバーサル

年齢、性別、身体的状況、国籍、言語、知識、経験などの違いに関係なく、全てに共通で普遍的なこと。

#### 【ら行】

#### リサイクル(Recycle、再資源化)

廃棄物等を再利用すること。原材料として再利用する再生利用(再資源化)、焼却して熱エネルギーを回収するサーマル・リサイクル(熱回収)がある。